

議案第106号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第2条関係） 建築物等に関する事務に係る手数料の額				別表第2（第2条関係） 建築物等に関する事務に係る手数料の額			
手数料を徴収する事項		手数料の金額		手数料を徴収する事項		手数料の金額	
[略]				[略]			
17	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物	1 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第18項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築	[略]	17	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物	1 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第18項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築	[略]

	新築等計画の認定の申請	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)		
		[略]		
	[略]			
19	建築物省エネ法第12条	1 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項	特定建築物の非住宅部	[略]
	新築等計画の認定の申請	物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)		
		[略]		
	[略]			
19	建築物省エネ法第12条	1 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項	特定建築物の非住宅部	[略]

第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下同じ。）の合計が500平方

第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下同じ。）の合計が500平

		メートル以 内のもの			方メートル 以内のもの
[略]			[略]		
[略]			[略]		
24	<u>建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律施行規 則（平成28 年国土交通 省令第5号 ）第11条の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能確保 計画の軽微 な変更に関 する証明書 の交付</u>	[略]	24	<u>建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上等に関す る法律施行 規則（平成 28年国土交 通省令第5 号）第11条 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の軽 微な変更に 関する証明 書の交付</u>	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。